

参 考 資 料

	ページ
村上市まちづくり基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例・・・・・・・・	3
村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則・・	5
神納東地域まちづくり協議会規約・・・・・・・・・・	9
神納東地域まちづくり協議会 組織図・・・・・・・・	13
神納東地域まちづくり協議会 運営委員、代議員名簿・・・・・・・・	14
神納東地域まちづくり新聞（第41号）・・・・・・・・	15
神納東地域まちづくり新聞（第42号）・・・・・・・・	17
神納東地域まちづくり新聞（第43号）・・・・・・・・	19
神林地区のまちづくり（第16号）・・・・・・・・・・	21
第5次神納東地域まちづくり計画・・・・・・・・・・	別紙

(このページは空白です)

○村上市まちづくり基本条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 4 号

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるさは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。

私たちは、村上市民憲章(平成 25 年 12 月 18 日制定)に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的に関わり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- (5) コミュニティ 安心な暮らしと助け合いを目的とした組織で、町内や集落組織等をいう。
- (6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた地域のまちづくりを進める組織であって、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例(平成 23 年村上市条例第 2 号)に定めるものをいう。
- (7) 団体等 コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。

(まちづくりの基本原則)

第 3 条 村上市のまちづくりは、次の各号に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 市民が自主的にまちづくりに参画できること。
- (2) まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。
- (3) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第 5 条 コミュニティは、市民にとって身近なまちづくりの場として、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めるものとする。

(地域まちづくり組織の役割)

第 6 条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と課題の解決に努めるものとする。

(市の役割)

第 7 条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

(まちづくり活動への支援)

第8条 市は、団体等の自主性を尊重するとともに、まちづくりに有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

(意見の尊重)

第9条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとする。

(情報の共有)

第10条 市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする。

2 市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

(人材の育成)

第11条 市及び団体等は、市民がまちづくりに参画できる機会をつくるとともに、まちづくりの担い手を育成することに努めるものとする。

(交流の拡大)

第12条 市及び団体等は、まちづくりを効果的に進めるため、それぞれ交流の拡大に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第13条 市及び団体等は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、一定の地域内において包括的なまちづくりを行う組織の設置及び事業の実施並びに村上市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)に関する事項を定め、誇りと活気あふれる地域づくりを展開し、元気あふれる定住の里づくりと市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 町内や集落がまとまった一定の区域をいう。
- (2) 地域まちづくり組織 町内や集落における活動の支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域が有する人材、施設、資金等を活用し、起業、雇用及び生きがいの創出を推進し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(地域まちづくり組織の設置区域)

第 3 条 地域まちづくり組織(以下「地域組織」という。)は、地域単位で設置するものとし、その設置区域は、別に規則で定める。

(地域組織の要件)

第 4 条 地域組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) その地域に居住する人及びその地域で事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体で地域組織が認めたものを構成員としていること。

(事業)

第 5 条 地域組織は、地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づき次に掲げる事業の中から選定して、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに関し、特に必要があると地域組織が認めること。

(活動の制限)

第 6 条 地域組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者(候補予定者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) 前 3 号に掲げる活動のほか、地域組織の活動として市長が不適當であると認める活動

(協力及び助言)

第7条 市長は、地域組織の円滑な運営を促進するため、地域組織の活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(連携組織)

第8条 各地域組織は、地域組織相互の連携を図るため、地域組織の代表者等で構成する地域組織の連携組織を設置することができる。

(設置等の届出)

第9条 地域組織を設置したときは、規則に定めるところにより市長に届け出るものとする。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(交付金の交付)

第10条 市長は、地域組織の運営支援及び地域まちづくり計画に基づき実施する地域組織の活動支援として、交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第11条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(交付申請)

第12条 交付金の交付を受けようとする地域組織は、市長に交付金の交付の申請を行わなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査により不適当と認められる場合は、是正指導を行い、修正等を行った結果適当と認められるときは、交付の決定を行うものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 交付金の交付の請求は、前条の交付の決定の通知を受けた後に行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金の交付手続を行わなければならない。

(交付金の取扱い)

第15条 地域組織は、交付金の活用において、当該構成員の総意を反映し、民主的で公正な取扱いをしなければならない。

(実績報告)

第16条 地域組織は、毎年5月末日までに前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第17条 地域組織は、前条の規定による実績報告及び活動に関する全ての書類を事務所に備え付けるものとし、積極的にその情報の公開に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日

規則第 51 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号

平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号

平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号

令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年村上市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「行政区」とは、村上市区嘱託員規則（平成 22 年村上市規則第 13 号）第 2 条に規定する行政区をいう。

(地域組織の設置区域)

第 3 条 条例第 3 条に規定する設置区域は、別表第 1 のとおりとする。

(設置等の届出)

第 4 条 条例第 9 条の規定による届出は、地域まちづくり組織設置届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じたときは、地域まちづくり組織変更届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(交付金の額)

第 5 条 市長は、条例第 11 条に規定する交付金の額を、村上市議会定例会における当初予算の議決後速やかに各地域組織に通知するものとし、各地域組織の交付金の額は別表第 2 に定める配分方法により算定した額とする。

2 前項の規定による通知は、地域まちづくり交付金通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(交付申請)

第 6 条 条例第 12 条の交付金の交付の申請は、地域まちづくり交付金交付申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

(交付決定及び通知)

第 7 条 条例第 13 条第 1 項の交付の決定は、地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の是正指導は、口頭又は文書で行うものとする。

(交付金の交付方法)

第 8 条 交付金の交付方法は、四半期ごとに交付金を分割して交付するものとする。なお、交付する額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、最初に交付する四半期分に含めて交付するものとする。

2 市長は、地域組織の事業実施上やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず交付金の一部又は全部を一括して交付することができる。

(交付申請内容の変更)

第 9 条 第 7 条の規定により交付決定を受けた者で、天変地異等不測の事態が生じたことにより申請内容の変更をしようとするときは、地域まちづくり交付金変更交付申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、地域まちづくり交付金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の交付金の交付の請求は、地域まちづくり交付金交付請求書（様式第 8 号）により市長に請求するものとする。

(会計処理)

第 11 条 地域組織の会計は、単年度会計処理とし、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3

月 31 日に終わるものとする。

(積立て)

第 12 条 地域組織は、将来において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金を積み立てることができる。

(繰越処理)

第 13 条 地域組織は、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度に繰り越すことができる。

(実績報告)

第 14 条 条例第 16 条の規定による実績報告は、地域まちづくり交付金実績報告書(様式第 9 号)により行うものとする。

(関係書類の整理等)

第 15 条 地域組織は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、交付を受けた会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

(助成制度の活用)

第 16 条 地域組織は、市民協働のまちづくりを積極的に推進するため、交付金の活用のほか、その他の各種助成制度を積極的に活用し、事業の拡大を図るものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 13 条までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地域まちづくり組織	行政区
村上地域まちづくり協議会	羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、大工町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、希望ヶ丘住宅、中川原団地、南町一丁目、南町二丁目、山居町一丁目、山居町二丁目、飯野西、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原
岩船まちづくり協議会	岩船上大町、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地藏町、岩船下大町、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波温泉三丁目、八日市、上の山
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会	瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、瀬波新田町、松波町、学校町、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、浜新田、松山、三面、松山かみの、下渡、羽下ヶ渚、大平、滝の前、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松原町住宅、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目
山辺里地区まちづくり協議会	山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、赤沢、菅沼、鋳物師、袋、大関、大栗田、高平
上海府地区町づくり推進委員会	岩ヶ崎、大月、野潟、間島、柏尾、吉浦、早川、馬下
あらかわ地区まちづくり協議会	貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、坂町住宅、坂町、坂町駅前、藤沢、山口、羽ヶ榎、田島、佐々木、荒川松山、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江、前坪団地、堤下団地
神納地域まちづくり協議会	岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明
神納東地域まちづくり協議会	里本庄、山屋、上助渚、下助渚、志田平、七湊
平林地域まちづくり協議会	松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田
砂山地域まちづくり協議会	牛屋、福田、北新保、長松、赤松、塩谷
西神納地域まちづくり協議会	南田中、牧目、九日市、松喜和、今宿、大塚、湯端、高御堂、小口川、新飯田、岩船駅前
館腰地域まちづくり協議会	大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、瑞雲、釜杭、小揚、熊登、あけぼの
三面地域まちづくり協議会	岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田
たかねまちづくり協議会	高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢
猿沢地域まちづくり協議会	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、桧原、板屋越
塩野町地域まちづくり協議会	塩野町、松岡、早稻田、原小須戸、本小須戸、荒沢、大須戸、蒲萄
山北地区まちづくり協議会	府屋学校町、府屋本町、府屋浜町、府屋駅前通、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、鶴泊、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂・遠矢崎、板屋沢・垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷、越沢

別表第2(第5条関係)

交付金の内訳	交付金内訳の額	地域組織への交付金配分額
人口割額	市長が定めた交付金の額の 65 パーセントに相当する額	人口割額を、前年度の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の人口で除して得た額に、当該地域組織内の人口を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
行政区割額	市長が定めた交付金の額の 28 パーセントに相当する額	行政区割額を、前年度の1月1日現在の行政区の数で除して得た額に、当該地域組織の行政区の数に乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
加算額	市長が定めた交付金の額の7パーセントに相当する額	加算額を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)、同法施行令(昭和37年政令第301号)及び同法施行規則(昭和37年自治省令第14号)の規定に基づく辺地(人口要件は適用しない。)の辺地度点数(行政区ごとに算出する。)の市の合計で除して得た額に、当該地域組織の辺地度点数の合計を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

備考

平成24年度以降の年度途中に地域組織を設置し、当該年度に交付金の交付を受ける場合の交付金の額は、日割計算により算定するものとし、上記により算出して得た額を、交付金を交付する年度の日数で除して得た額に、地域組織を設置した日の翌日から年度末までの日数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

神納東地域まちづくり協議会規約

平成 24 年 3 月 14 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、神納東地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所は、村上市神林支所地域振興課自治振興室(村上市岩船駅前 56 番地)に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、地域に暮らす住民自らが、地域の特性を話し合い、創意と工夫を活かし、協力して活動することにより、活気と魅力あふれる住みよいまちづくりを実践し、将来にわたって推進していくことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第 5 条 本会は、神納東地域に居住する人及び神納東地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納東地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

2 会長及び副会長は、運営委員において互選し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員を除く構成員の中から総会において選出する。

4 会長及び副会長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

5 監事の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

6 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(運営委員)

第 8 条 運営委員は、神納東地域の居住者で、別表 1 の基準により各集落から選出する。

- 2 運営委員は、運営委員会において、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。
- 3 運営委員は、総会に出席し、総会に付議した事項及び本会の運営について説明しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(評議委員)

第9条 評議委員は、神納東地域を構成する集落区長とする。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

- 2 評議委員は評議委員会において、本会の運営に係る評価、助言を行うものとする。
- 3 評議委員の任期は、集落区長の任期とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次により選出する。

- (1) 評議委員
 - (2) 神納東地域の居住者で、別表2の基準により集落の推薦を受けた者
 - (3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の推薦を受けた者
- 2 代議員は総会において、運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。
 - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 評議委員会
- (総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状による代理出席を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、第19条に規定する場合を除き、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長及び副会長の承認に関すること。
 - (4) 監事の選出に関すること。
 - (5) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (6) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状による代理出席者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第 14 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員の 2 分の 1 以上の出席により成立するものとする。

(評議委員会)

第 15 条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

- 2 評議委員会は、本会の運営に係る評価、助言を行う。
- 3 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。
- 4 評議委員会の議長は、出席した評議委員の中から選出する。

(事務局)

第 16 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 17 条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができる。

(監査)

第 18 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の改正)

第 19 条 この規約は、総会において出席した代議員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ改正することができない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。

別表 1 運営委員の選出基準（第 8 条第 1 項関係）

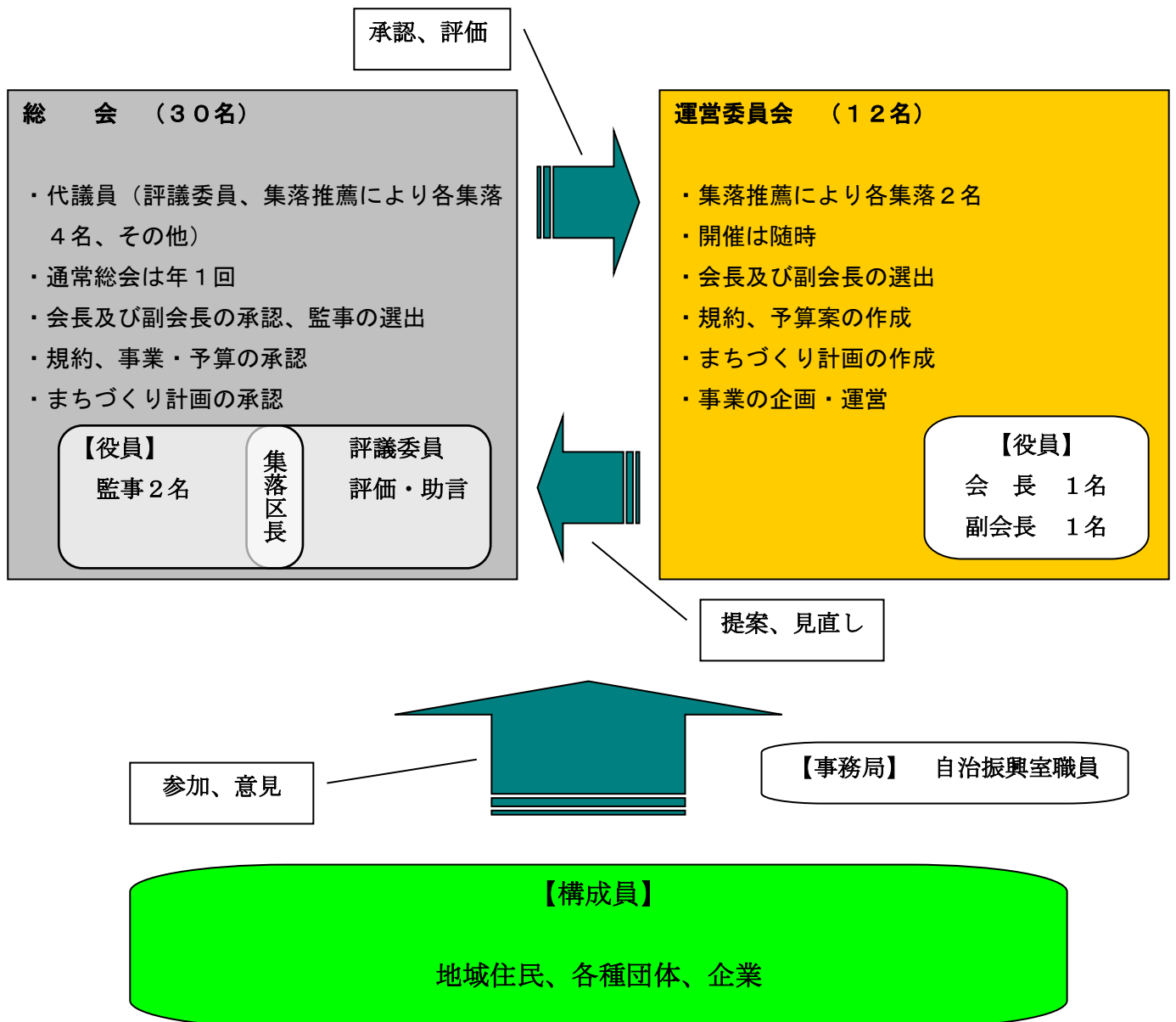
集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	2 名
山 屋		2 名
上助渕		2 名
下助渕		2 名
志田平		2 名
七 湊		2 名

別表 2 集落の推薦による代議員の選出基準（第 10 条第 1 項第 2 号関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	4 名
山 屋		4 名
上助渕		4 名
下助渕		4 名
志田平		4 名
七 湊		4 名

※但し、推薦にあたっては、年齢、性別などに配慮するものとする。

神納東地域まちづくり協議会 組織図



令和7年度 神納東地域まちづくり協議会 運営委員、代議員名簿

□運営委員 (敬称略)

集 落	氏 名
里本庄	鈴木 奈々
里本庄	中山 治
山 屋	木村 静夫
山 屋	齋藤 芳和
上助渕	八藤後 博之
上助渕	八藤後 瑞枝
下助渕	横山 優子
下助渕	横山 光治
志田平	木村 正義
志田平	内山 雅博
七 湊	平山 俊彰
七 湊	吉村 和也

□代議員 (敬称略)

集 落	氏 名	備 考
里本庄	中山 秀巳	評議委員
里本庄	中山 忠勝	
里本庄	磯部 恵子	
里本庄	中山 厚史	
里本庄	土屋 勝彦	
山 屋	島田 薫	評議委員
山 屋	齋藤 三七夫	
山 屋	木村 重子	
山 屋	木村 和秀	
山 屋	齋藤 さおり	
上助渕	八藤後 光彦	評議委員
上助渕	八藤後 茂樹	
上助渕	八藤後 健	
上助渕	中村 佳織	
上助渕	本保 美枝	
下助渕	横山 房夫	評議委員
下助渕	山崎 秀樹	
下助渕	加藤 奈美	
下助渕	稲葉 友理	
下助渕	加藤 大貴	
志田平	内山 秋善	評議委員
志田平	内山 久男	
志田平	内山 マサ子	
志田平	内山 一秋	
志田平	内山 和歌子	
七 湊	木村 雅人	評議委員
七 湊	佐藤 良浩	
七 湊	寺澤 毅	
七 湊	平山 和憲	
七 湊	寺澤 宗尊	

まちづくり新聞

神納東地域

第41号

令和6年度 通常総会 開催 ～5年ぶりの開催、議案全て承認される～



4月9日（火曜日）午後7時から七湊集落センターにて当協議会の通常総会を5年ぶりに開催しました。通常総会に提案された議案は下記の5つで、いずれも代議員の皆さまの審議により原案のとおり承認されました。

今後のまちづくり事業は、人口減少・少子高齢化が止まらないと想定されることを踏まえた、地域・集落の課題解決に力をいれていく必要があると考えています。数ある課題の中からまちづくり協議会として解決に向けて取り組める課題は何か。その課題に対して何が出来るのかを集落、地域住民の皆さまと一緒に考えてまいりたいと思います。

通常総会議案

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算の承認について

第2号議案 第5次神納東地域まちづくり計画(案)の承認について

第3号議案 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について

第4号議案 会長及び副会長の承認について

第5号議案 監事の選出について

5つ議案全て原案のとおり承認



神納東地域まちづくり協議会
会長 八藤後 瑞枝

承認された議案の内容やまちづくり計画は下記QRコードからご覧いただけます



令和6年度
通常総会議案書



第5次神納東地域
まちづくり計画



中山 豪さん（里本庄）と天井久美子さん（七湊）が運営委員を退任されました。
お二方におかれましては平成30年度から6年間当まちづくり協議会へご尽力いただきました。誠にありがとうございました。今後もまちづくりの活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
地域住民の皆さま方におかれましても集落行事、まち協事業にご協力をお願いいたします。

令和6年度の役員・運営委員の紹介（敬称略）

〔役員〕		〔運営委員〕	
会長	八藤後 瑞枝	新任	中山 治
副会長	木村 静夫	新任	鈴木 奈々
監事	原 和也	吉村 和也	木村 寛俊
監事	横山 房夫	内山 雅博	横山 正義
		横山 光治	横山 優子
		鈴木 禎明	鈴木 芳和
		齋藤 奈々	中山 治
			（里本庄）
			（里本庄）
			（山屋）
			（上助淵）
			（山屋）
			（上助淵）
			（下助淵）
			（下助淵）
			（志田平）
			（志田平）
			（七湊）
			（七湊）

神林中学校ウォークラリー

5月11日(土曜日)神林中学校のウォークラリーが開催されました。この行事は自分たちが住む地域を歩くことで郷土を知り、自然に触れることを目的として、毎年神林地域内でコースを変えて実施しています。今年度は国道290号線から河内集落、南大平集落へ抜ける山道や集落を通り、村上市屋内遊び場(旧神納東小学校)で休憩をしてから中学校へ戻る総距離17・57kmを全校生徒が歩きました。コースが山道であることから、熊と遭遇しないように熊鈴の購入をまちづくり協議会で支援!!



5月にしてはとても暑い日でしたが、生徒たちは道中で応援してくれる人と笑顔で挨拶を交わして集落に元気を連れてきているようでした。



神納小学校運動会

〜かみはやし音頭〜

5月25日(土曜日)神納小学校で運動会が開催され、神納小学校区の3地域まちづくり協議会と神納小学校との連携事業として、児童と地域住民の交流を図り、かみはやし音頭を踊りました。踊りには児童、保護者、かみはやし音頭に参加してくれた住民の方を含めて約350人に参加していただきました。まちづくり協議会では小中学校との連携による生徒・児童との交流を始め、よりよい学校生活のための支援を学校と協議して進めてまいります。



村上市花火大会in 清流あらかわ

8月3日(土)
午後8時(荒天順延)
観覧会場
神林側荒川河川敷
前夜祭 民謡流し
8月2日(金)坂町駅前中央線
午後7時10分〜



◎「かみはやし音頭」お手本の動画(DVD)の貸出しが出来ます。

まちづくり協議会で作成した、踊り方のDVDがございます。かみはやし音頭は昭和56年に旧神林村時代に制定され、神林地域の大切な財産として若い世代に残すためにイベント等で使用していただきたいと思います。借用したいという集落がございましたら、神林支所自治振興室までご相談ください。

『かみはやし互近所ささえ〜る隊』とは!!

少子高齢化・人口減少による地域・集落の課題発見や生活での困りごと解決に向けた支え合いの仕組みづくりの推進など神林地域に住む皆さんと一緒に考え活動を行っています。

お問い合わせ：NPO法人希楽々
0254-66-8119



ご意見・ご感想・お問い合わせ

- 神林支所 地域振興課 自治振興室(担当:大滝)
- 電話・告知端末:0254-66-6122
- 自治振興室メール:k.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp
- 協議会HP<http://www.city.murakami.lg.jp/site/kannouhigashi/>

まちづくり協議会の活動を公開中!



Facebook

Instagram



神納東まち協をぜひ、フォロー
お願いします

つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東 ~笑顔があふれる集落・地域をめざして~

神納東地域 まちづくり新聞

第42号

神納東地域防災研修会

7月20日（土）、神林農村環境改善センターを会場に神納東地域防災研修会を開催。今年度の研修会は村上市から配布された防災タブレットやハンドブックの説明に始まり、夏に起こりやすい洪水、土砂災害や車避難についての講話、県から認定された防災指導員の助言を受けながら災害時に自分が取る行動を考えるマイ・タイムラインの作成を行いました。

参加者からは「忘れないために定期的にこのような研修会を行ってほしい」、「集落でタイムライン作成をする必要があると思った」などの意見もあり、防災への意識高揚に効果のある研修会となりました。研修会にご参加の皆さまにはより多くの集落住民に伝わるよう集会の際などに説明していただきますようご協力をお願いいたします。



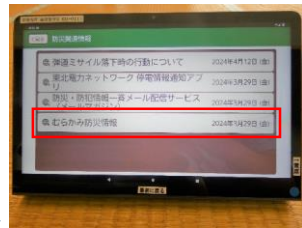
▲ハンドブックの説明を聞く

研修会の流れ

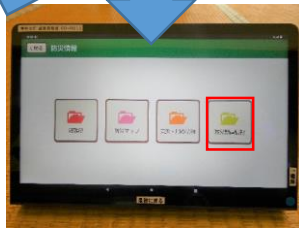
(1) 防災タブレット、ハンドブックの説明



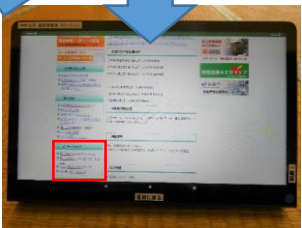
▲①「防災情報」をタッチ



▲③「むらかみ防災情報」をタッチ



▲②「防災関連情報」をタッチ



▲④「ハザードマップ」の欄から見たい項目をタッチ



防災ハンドブックや洪水・土砂災害ハザードマップなどをタブレットから見ることができ、災害が起きた際の情報収集だけでなく、各自の避難計画を考える際にも役立ちますので、ぜひ確認してください。

(2) 洪水・土砂災害講話

みずから避難で命を守ろう！
マイ・タイムライン教室

①自分たちの住んでいる地区の洪水リスクを知る。

災害が起きたときの指定避難所・避難場所とは？

- ・神林中学校
- ・神林農村環境改善センター
- ・旧神納東小学校 他

市立小中学校の校舎（旧校舎含む）には震度感知ボックスがついていて震度5弱以上の地震が発生すると施設を開錠できる鍵の入ったボックスが開きます。それにより、市の職員や施設管理者を待たずして建物に避難することができ、避難所に行くことができます。しかし、避難所に逃げることで避難はできません。災害情報や周囲の状況を確認して行動を決めましょう。

また、ボックスの開錠は震度感知のため施設の周辺が震度5弱以上を感知していないと開錠されません。村上市内は震度3程度だが津波警報が発令されたという状況だと自動開錠されず、施設の開錠担当者があるまで待たなければならぬというケースも起こり得ますので、市から発信される避難所設置箇所との連絡を受けられるよう登録も重要です。



令和4年8月3日午後5時36分時点豪雨時の石川。4日にかけて強い雨が続き、越水していき、地域は結果大きな被害はありましたが、実はギリギリでした！



ハザードマップには土砂災害特別警戒区域なども載っています。状況によってはその周辺は通れなくなっているなんてことがあるかもしれません！避難ルートをよく確認しましょう。

平常時の準備

②実際にマイ・タイムライン ※村上市防災ハンドブック
を作成してみる(洪水) 2022抜粋

家族や町内のことを再確認！

家族は 人です
自宅の建物は です(木造2階建など)
家族や近所で避難に時間がかかる人はいますか？
近くの大きな河川は です

洪水・土砂災害ハザードマップを確認しよう！

あなたの家は浸水区域に入っていますか？
☐ はい 浸水深 mです
☐ いいえ

あなたの家はどの区域に当てはまりますか？

☐ 浸水区域 ☐ 家屋倒壊等氾濫想定区域
☐ 土砂災害警戒区域 ☐ 避難の必要がない区域

避難できる準備をしよう！

非常持ち出し品の準備

非常食・水 貴重品 救急医療品
乳児・妊婦用品 感染症対策 防災用品
衣類等 日用品 高齢者用品 その他

薬・お薬手帳も忘れずに！

これだけでマイ・タイムラインを網羅しているわけではありませんが、読んでいただいたことをきっかけに左記を参考にして考えてみませんか？



▲防災指導員の話聞きながら危険箇所や避難経路を確認



詳しいマイ・タイムラインの作成は防災ハンドブックに載っています。(市から全戸配布済み、市HPから確認できます)

洪水・土砂災害は事前に準備、情報を得ることのできる災害です。上記の内容だけでなく、実際に雨が強くなってきたときに、どう行動するのか、いつ、どこへ、どのような手段で避難するのかも事前に決めて家族と共有しておきましょう。

※マイ・タイムラインで想定したとおりに行けるとは限りません。河川情報、気象情報、避難情報などをこまめに収集し、臨機応変に防災行動の実行を判断しましょう。

③車中泊避難について

■メリット

- ・プライバシーの確保
- ・ペット同伴が可能
- ・貴重品の管理がしやすい
- ・ラジオやテレビで随時情報が得られる
- ・電子機器の充電ができる
- ・電源が得られやすい

■デメリット

- ・エコノミークラス症候群にかかりやすい
- ・熱中症の危険がある
- ・食品が傷みやすい
- ・安否確認がやりにくくなる
- ・非常食などの救援物資が届きにくくなる
- ・水害時には車内に閉じ込められる可能性もある

★注意したいこと

- ・車中泊避難も含め、避難方法を普段から調べておくこと
- ・一日中車内で過ごさないこと
- ・事前に車中泊を体験して、必要なものを把握すること
- ・アウトドアの愛好家の意見も参考に

★車に乗ってはいけない場合

- ・水位が10〜15cmを超えるとブレーキ性能が著しく低下するため危険
- ・より水位が上がると、排気管がふさがり
- ・車の座面より水位が高ければ運転はできない

新潟県HPの資料も参考になります。↓



神納東ふれあい運動会 開催のお知らせ

◆日時 10月14日(月・祝)  午前9時開会

◆会場 神林総合体育館(パルパーク)

◆小さなお子さんでも参加できる幼児レースや全員参加の神納東〇×クイズなど景品もご用意してお待ちしておりますので、皆さまぜひご参加ください。

ご意見・ご感想・お問い合わせ

■神林支所 地域振興課 自治振興室(担当:大滝)

■電話・告知端末:0254-66-6122

■自治振興室メール:k.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp

■協議会HP<http://www.city.murakami.lg.jp/site/kannouhigashi/>

まちづくり協議会の活動を公開中！



Facebook

Instagram



神納東まち協をぜひ、フォロー
お願いします

つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東 ~笑顔があふれる集落・地域をめざして~

まちづくり新聞

つながり、支え合い、心やさしく暮らせる神納東
～笑顔があふれる集落・地域をめざして～

神納東地域
第43号

神納東ふれあい運動会



6年生による選手宣誓

十月十四日（月・祝）、神林総合体育館（パルパーク）で第十回となる「神納東ふれあい運動会」を開催しました。今年は初となるパルパークでの開催。約300人の神納東地域住民が集まり、集落を越えた交流と地域愛の醸成を目的に実施しました。競技は集落対抗競技を五種目実施。今年は参加者の年代や人数を決めず、に選手選考をしやすくした競技もあつたため、集落では作戦を立てて「運動が得意な子や若い人たちに参加してもらって高得点目指そう」に満ちた声があふれていました。『少数精鋭で行こう！』などやる気に満ちた声があふれていました。集落対抗競技以外にも幼児レースや誰でも参加できるパン食い競争、神納東〇×クイズといったお楽しみ種目を行い、運動会の最後には参加者全員で「かみはやし音頭」を踊りました。

競技の写
や紹介は裏
面で！



6. 神納東地域〇×クイズ

運動会で恒例になった〇×クイズも、例年防災についてのクイズを出題していましたが、今年度は新たに神納東地域について出題してみました。大勢の人が間違えた問題を解説します。

Q. 神納東まち協の活動がスタートしたのは平成24年度である。

正解は



平成23年度にまちづくり協議会の準備会を立ち上げ、平成24年度に神林地区に旧小学校区の5地域でまちづくり協議会が発足されました。

Q. 第1回ふれあい運動会の優勝チームは志田平チームである。

正解は



第1回優勝は志田平チームです。各集落の優勝回数は上助1回、志田平3回、下助1回は今年も含めると6回となっています。



Q. 神納東地域で一番多く人が住んでいるのは上助集落である。

正解は ☒ (X)

令和6年10月1日時点

里本庄集落	119人
山屋集落	202人
上助集落	293人
下助集落	384人
志田平集落	48人
七湊集落	321人

★スケジュール

閉会式 12:00

1) 成績発表

2) 表彰

3) 万歳三唱 里本庄区長

4) 閉会あいさつ 神納東まち協副会長 挨拶

総合成績

1位 下助集落チーム

2位 山屋チーム

2位 上助集落チーム

K-1 グランプリ

1位 里本庄区長

2位 上助集落区長



ご意見・ご感想・お問い合わせ

■神林支所 地域振興課 自治振興室内
神納東地域まちづくり協議会（事務局：大滝）

■電話：0254-66-6122

■自治振興室メール

k.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp

■協議会HP

<http://www.city.murakami.lg.jp/site/kannouhigashi/>

まちづくり協議会への事業提案、運動会の新競技案、他事業参加のご意見・ご感想など右のQRコードまたは下記のURLからアンケートにご協力をお願いいたします。左記メールアドレスでもご意見・ご感想を受け付けています。



https://apply.e-tumo.jp/city-murakami-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16386

★スケジュール

開会式 9:00

1) 開会あいさつ 神納東まち協会長 挨拶

2) 来賓紹介 神林中学校長
神納小学校長

3) 選手宣誓 神納小6年生2名

4) 準備体操 神林中学校 生徒



1. 玉入れ

◀今年新たに相手チームを妨害することのできるお邪魔棒を用意してみました！一番玉を入れたのは下助渕チーム！



9. かみはやし音頭

▲村上幸子さんが歌ったかみはやし音頭。まちづくり協議会では郷土を歌ったこの歌を大切に多くの人を知り、踊れるように運動会の締めくりに参加者全員で踊りました。



8. K-1グランプリ

◀Kは区長のK！今年の区長No.1を決める戦いの幕が切って落とされた！目隠した集落区長が剣を使って的を叩きます。今年のNo.1区長は里本庄区長でした。

7. ふうせん割り

▶この競技はイスや空気入れを駆使していかん風船を早く割れるかを競う競技です。パーン！！とびっくり。一番早く割ったのは下助渕チームでした。



5. 大縄跳び

▶大縄を回す人と跳ぶ人全員が息を合わせて臨みました。一番多く跳んだのは山屋チームでした。



2. 幼児レース

◀子どもたちがお菓子をもらいに一生懸命走って、会場を笑顔にしてくれるレースです。今年はお菓子を多めに用意したので、小学生低学年の子たちにも参加してもらいましたが、さすが小学生、走る勢いが違いましたね。



神納東ふれあい 運動会



3. 借り人競争

▶1チーム10人でタスキリレーを行い一番早くゴールしたチームが高得点！！今年は少し意地悪な借り人がじゃんけんで勝たないとやり直しというお題を入れてみました。じゃんけんに負けてやり直しをしているチームもありましたが最後まであきらめずに走り切りました。



4. パン食い競争



◀▶今年も地元パン屋さんにご協力いただき実施できました。手を使わずに口だけでぶら下がるあんパンを取るの難しく、大勢の人が苦戦していました。そんな中、来賓でご出席いただいた、神納小学校の校長先生は華麗にパンを取って駆け抜けていきました。



神林地区のまちづくり



平 林：旧平小ピカピカ大作戦



神 納：集落でできる支え合いの仕組みづくり研修会



西神納：ふるさと夏祭り

平林・砂山
神納・神納東・西神納

まちづくり協議会



砂 山：花いっぱい事業



神納東：ふれあい運動会

Contents	平林・砂山地域まちづくり協議会 令和6年度の活動 ……	2・3p
	神納・神納東・西神納地域 まちづくり協議会 令和6年度の活動 ……	4・5p
	関係団体の取り組み ……	6p

第16号

2025.3 発行

10/12 旧平小ピカピカ大作戦

地域住民が集落の垣根を越えて交流を深めることを目的に、10月12日(土)に旧平林小学校を会場に「旧平小ピカピカ大作戦」を開催。昨年度は旧平林小学校1階を清掃し、今年度は2階、3階の清掃を実施。7集落それぞれの担当箇所を決めて、参加者全員で協力しながら一生懸命に校舎の清掃を行い、校舎をきれいにすることができました。その他ドローン体験、お弁当を参加者に配布し懇親会を行いました。

平林地域まちづくり協議会では、今後も地域住民が交流できる事業を実施して参ります。



平林

Hirabayashi
令和6年度事業

砂山地域

協議会合同

業

亮公演



集落事業

今年度も平林地域の各集落で集落事業が開催されました。新型コロナウイルスの影響により行えていなかった事業も久しぶりに開催されるなど集落事業がコロナ禍前のように活発になってきました。

平林小学校 体育館



区内植物を活用した特産品作成事業



集落住民交流事業



観桜会



収穫祭



集落運動会



盆踊りの伝承

平林小学校体育館を会場に鼓童交流公演を開催しました。本公演は平林地域まちづくり協議会、砂山地域まちづくり協議会及び平林小学校区の地域企業の協賛により開催。公演当日は、みのり保育園園児、平林小学校児童及び地域住民合わせて約370名が参加し、公演中は体育館に響く太鼓の音や振動を間近で感じながら手拍子をするなど皆さん楽しんでいる様子のうかがえる素敵な公演となりました。

協賛をいただきました地域企業の皆さん大変ありがとうございました。

砂山

Sunayama
令和6年度事業

10/6 お幕場クリーン作戦

お幕場の保全活動とあわせて、地域住民の一体感の醸成と住みよい地域づくりに貢献することを目的に10月6日(日)お幕場森林公園にて砂山地域まちづくり協議会恒例事業であるお幕場クリーン作戦を開催。参加者総勢62名でお幕場森林公園(お幕場茶会開催場所付近)の松葉掻き、草刈りなどの清掃活動を行った後、地域の飲食店のお食事券などの景品をかけてじゃんけん大会を行い、子供から大人まで大いに盛り上がりしました。更に今年は子どもの参加が多く、例年以上に活気のある事業となりました。

砂山地域まちづくり協議会では、今後も砂山地域の誇れる美しい松林「お幕場」を守っていく取組を続けていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。



11/2 砂山地域自主防災組織合同防災研修

11月2日(土)午前9時から平林小学校(松の子ホール)を会場に砂山地域自主防災組織合同防災研修を開催。今年度の研修は、避難所運営ゲーム(HUG)、防災備品の確認を実施。避難所運営ゲーム(HUG)では、村上市防災士会から講師として3名の防災士の方にご協力いただき、避難所に来る様々な事情を抱えた人を避難所のどこに配置するのか、避難所で発生する様々な出来事にどう対応するのかの模擬体験を行いました。参加した皆さんは当事者意識を持って真剣に考えながら避難所運営ゲームに取り組んでおり、避難所運営について考える大変良い研修となりました。

今後も地域全体で情報共有をしながら防災体制の強化、防災意識の向上を目的として引き続き事業を進めたいと考えております。



平林地域・

まちづくり

小学校連携事業

鼓童交流

令和6年
11月26日(火)

6/27 集落でできる支え合いの仕組みづくり研修会



事業内容は西神納地域と同様です。
記事は西神納地域の内容をご確認ください。

10/20 ゲームで遊ぶ防災講話



動の大切さを実感するとともに、防災意識の高揚・災害の備えを再確認し、まちづくり協議会の事業の一つでもある、安全及び安心して暮らせる地域づくりを目的として、市防災士会の協力により、前段に防災講話「洪水・土砂災害時の避難行動」その後、防災カードゲーム（クロスロード）を実施。最後は防災グッズの当たる抽選会を行い防災に触れた半日でした。

神納

Kanno

令和6年度事業

近年自然災害が頻発している状況の中で、令和4年8月の豪雨災害を教訓とし、避難行

11/18 健康講話

有明集落、野沢先生による「口腔ケアの目的と重要性について」の講演会を実施。口腔ケアの目的は、口の中を清潔にするだけでなく、歯や口の疾患を予防し、口腔の機能を維持することと共に、生活の質やなどの向上と、誤嚥性肺炎、心臓病、悪性腫瘍、生活習慣病などの全身疾患の予防、全身の健康状態の維持・向上にもつながります。体の健康を保ち、健康寿命を延ばしましょう！



神納小学校運動会にて、神納小学校区の3地域まちづくり協議会と神納小学校との連携事業として児童と地域住民の交流とかみはやし音頭の普及を図り、かみはやし音頭を踊りました。踊りには児童、保護者、地域住民、約350人の参加がありました。

各まちづくり協議会のイベント等でかみはやし音頭を取り入れているため、踊れる人が増えてきたことを感じております。かみはやし音頭をはじめとする地域資源を広め、地域愛の醸成に繋げて参ります。



まち協事業を活用した集落の取り組み

- ・花いっぱいプロジェクト（上助測）
- ・花いっぱいプロジェクト（里本庄）
- ・集落活動支援（山屋）
- ・集落活動支援（志田平）
- ・話し合い促進事業（七湊）
- ・話し合い促進事業（下助測）



里本庄



山屋



上助測



七湊



志田平



下助測

西神納

Nishi-Kanno

令和6年度事業



7/17 集落でできる支え合いの仕組みづくり研修会

まちづくり協議会と、かみはやし互近所ささえ～る隊との関係は、隊の発足時から会長が構成員となり、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、ご近所同士の支え合いのための「できること探し」や「アイデア出し」をする協議体として活動しています。

今回の研修会は10年後、20年後、さらにその先の未来も住み慣れた地域に安心して暮らし続けられる地域を目指し、住民同士の支え合い・助け合いを広めるための話し合いの場として、集落での支え合いの仕組みを、各集落の実情に合わせできること探しを目的とした研修会です。

8/11 西神納ふるさと夏祭り

賑わいの夏！熱気あふれる夏祭り開催！

子供たちに夏休みの思い出をつくと共に地域住民の親睦と交流を図り、地域の活性化を目的に神林農村環境改善センター駐車場で実施。

ステージイベントではNPO法人希楽々所属のダンスチーム「きららキッズフラ」・「ハワイアンフラ」そして、県内屈指の実力派マジシャンHIDE笹川氏によるテクニカルで音楽に合わせたマジックショー。

そして、縁日コーナーでは、わなげ、スーパーボールすくい。飲食コーナーでは焼肉、焼きそば、ジュース、アルコール類の提供と、最後はかみはやし音頭そして大抽選会と、会場は笑顔と熱気に包まれました。

7/20 神納東地域防災研修会

研修会では、今年度から使用が開始したタブレットの使い方、洪水・土砂災害の講話、車避難の仕方の説明、県認定の防災指導員の助言を得ながら災害時の自分の行動を考えるマイ・タイムラインの作成を行いました。事前に準備しておくものは何が必要なのか、災害が起きた時に自分はどう行動するのか一人ひとりが自宅の場所や生活行動の範囲が違いため自分で考えて準備しなくてはなりません。神納東地域まちづくり協議会では住民が安全で安心を得られる防災の取り組みを進めて参ります。



10/14 神納東ふれあい運動会

災害時など集落を越えた連携が必要になったときに、地域の一体感はとても重要なことです。神納東地域まちづくり協議会では地域の一体感の醸成と集落を越えた住民の交流を目的に神納東ふれあい運動会を開催しました。

今年は初めて神林総合体育館での開催。広々とした体育館を使用して集落対抗で競い合い駆け、跳び、時には集落を越えて協力して優勝を目指しました。



神納東

Kanno-Higashi

令和6年度事業

令和5月
神

関係団体の取り組み

◆神林地区関係人口創出事業実行委員会



ハロウィン&かかし祭

10月26日(土)・27日(日) 午前9時～午後3時
会場：道の駅神林 穂波の里

今年も住民の方や近隣の小中学校・保育園の子ども達に栽培の協力をいただき、可愛いハロウィンかぼちゃや、約100体のユニークなかかし、すすきのフクロウを会場に展示しました。毎年実施しているジャンボかぼちゃの重量コンテストでは長雨や猛暑によりかぼちゃの生育に影響がでましたが、優勝かぼちゃは44Kgのビックサイズとなりました。また今年は平林小学校5年生が考案した地元産品を使用した「I♡(ラブ)神林ピザ」の販売や神林レクダンスの皆さんによるダンスの披露、出店など、多くの来場者に神林の魅力を発信することができました。

◆神林地区敬老会実行委員会



敬老者へお祝い品の贈呈

実施日：6月15日(土)

当実行委員会では神林地区の75歳以上の人を対象に敬老祝事業として活動を行っています。

今年度も対象者へのお祝い品として紅白のまんじゅうと新茶の茶葉、数え年で喜寿(77歳)、米寿(88歳)、卒寿(90歳)の人には賞状とお祝い品を贈呈いたしました。

◆かみはやし互近所ささえ～る隊



集落での第1歩発表会

11月9日(土)
会場：神林農村環境改善センター

「かみはやし互近所ささえ～る隊」の取組として、これまで、様々な形のワークショップを通じて、地域の現状や課題等を共有しながら、課題の解決や未来像等について住民の皆さんと考えてきましたが、今回は、集落での取組にスポットライトをあてた「集落での第1歩発表会」を開催し、中学生・高校生、20代、30代など次世代を担う方々も含め、総勢65名が集まり、各集落から発表された取組内容や自分が住んでいる集落での取組などを交えながら、グループごとに意見交換を行い、これからの「支え合い」について話し合いました。

協働のまちづくりの 目的達成のために掲げる事業

- (1)地域の課題解決、
地域振興及び住民交流に関すること
- (2)健康及び福祉の増進に関すること
- (3)安全及び安心に関すること
- (4)環境の保全及び改善に関すること
- (5)地域資源の有効活用に関すること
- (6)地域の産業振興に関すること
- (7)コミュニティビジネス等地域経営に関すること
- (8)その他、まちづくりに関し、特に必要なこと

上記の内容は、「村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例」第5条から抜粋

(このページは空白です)

神納東地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492 村上市岩船駅前 56 番地

電話 : 0254-66-6122

FAX : 0254-66-6110